

国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則等新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員寒冷地手当支給細則 (平成16年10月28日総長裁定)</p> <p>(前 略) (支給額)</p> <p>第3条 } (略) 2 } 3 前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 (1)・(2) (略) (3) 次の各号に掲げる教職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。 ア・イ (略) ウ 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第3条の規定により<u>育児休業</u>をしている教職員 エ } (略) 4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則 (平成16年4月1日総長裁定)</p> <p>(前 略) (復職時等における号俸の調整)</p> <p>第35条 休職にされた教職員が復職し、育児休業をした教職員、介護休業をした教職員、自己啓発等休業をした教職員若しくは配偶者同行休業をした教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に総長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p>	<p style="text-align: center;">(支給額)</p> <p>第3条 } 2 } 3 } (1)・(2) } (同 左) (3) } ア・イ } ウ 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第3条の規定により<u>育児休業及び出生時育児休業</u>をしている教職員 エ } (同 左) 4 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 この細則は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(復職時等における号俸の調整)</p> <p>第35条 休職にされた教職員が復職し、育児休業をした教職員、<u>出生時育児休業をした教職員</u>、介護休業をした教職員、自己啓発等休業をした教職員若しくは配偶者同行休業をした教職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業の期間、<u>出生時育児休業の期間</u>、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第9に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に総長の定めるところにより、昇給の</p>

(中 略)

別表第9 休職期間等換算表(第35条関係)

休職等の期間	換算率
(略)	
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護規程」という。)第3条第1項の規定による育児休業の期間	3 / 3 以下
(略)	

(後 略)

国立大学法人京都大学支援職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則

(令和4年3月22日総長裁定)

(前 略)

(復職時等における号俸の調整)

第14条 休職にされた支援職員が復職し、育児休業をした支援職員、介護休業をした支援職員、自己啓発等休業をした支援職員若しくは配偶者同行休業をした支援職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった支援職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の支援職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第3に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に総長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(中 略)

別表第3 休職期間等換算表(第14条関係)

休職等の期間	換算率
(略)	
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護規程」という。)第3条第1項の規定による育児休	3 / 3 以下

場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

別表第9 休職期間等換算表(第35条関係)

休職等の期間	換算率
(同 左)	
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護規程」という。)第3条第1項及び第2項の規定による育児休業及び出生時育児休業の期間	3 / 3 以下
(同 左)	

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。

(復職時等における号俸の調整)

第14条 休職にされた支援職員が復職し、育児休業をした支援職員、出生時育児休業をした教職員、介護休業をした支援職員、自己啓発等休業をした支援職員若しくは配偶者同行休業をした支援職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった支援職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の支援職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、育児休業の期間、出生時育児休業の期間、介護休業の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間又は休暇の期間(以下「休職等の期間」という。)を別表第3に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に総長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

別表第3 休職期間等換算表(第14条関係)

休職等の期間	換算率
(同 左)	
国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程(以下「育児・介護規程」という。)第3条第1項及び第2項の規定に	3 / 3 以下

業の期間		よる育児休業及び出生時育児休業の期間	
(略)		(同 左)	
(後 略)		<p>附 則 この細則は、令和4年10月1日から施行する。</p>	